



東京税理士会日本橋支部会報

第148号

平成28年8月15日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス: zeizhon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL: <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 木下 純一

印刷 (株) 税経



水天宮

税界放談

マイナンバーカードの取得は済ませたか？鍵のかかる書庫を購入したか？パソコンにはセキュリティワイヤーロックを装着したか？

現状、当事務所ではいずれも完了していない。次回の納期特例分の納付書作成時から始めたのでは間に合わないと思い、導入準備を始めた。

現在、情報セキュリティの重要性が叫ばれている。一般的には、情報漏洩やウイルス感染がないインターネット環境を維持し、コンピュータを安心して使うことが重要だ。

改めて会計事務所のセキュリティ対策を考えると、上記の一般的な対策に加え、事務取扱担当者の管理、教育とマイナンバーをはじめとした個人情報の厳重な取り扱いが挙げられる。

マイナンバー制度については、本年1月1日より、税と社会保障関係の書類にマイナンバーを記載して提出しなければならないとなった。顧問先からの書類作成依頼に際してマイナンバーをインターネット上でやり取りする場合には要注意である。もし故意に漏えいした場合の罰則は厳しく、罰金や懲役を科せられる場合もある。責任を重く受け止めなければならない。

税の申告以外に我々税理士の負担が増え、社会的責任を負わなければならないのがマイナンバー制度である。東京税理士会の定期総会でもこの制度への対応のネガティブな発言もあったが、我々税理士が協力することにより有意義なものとしなければならないと思っている。

(S・S)

東京税理士会 日本橋支部

平成27年度定期総会開催される



於
ロイヤルパークホテル
平成28年6月22日

日本橋支部定期総会が平成28年6月22日（水）午後3時30分からロイヤルパークホテル有明の間で開催された。

総会開催に先立ち、平成27年度中に他界された支部会員のご冥福を祈り黙とうを捧げた。

定期総会は大澤総務部長の司会により始まり、支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員総数の2分の1以上の出席者が必要となるが、去る6月8日の①招集通知発送日現在の税理士会員数は886名であり、その過半数は444名である。②総会開会時点での税理士会員の出席者数64名、委任状による出席者数428名で合計492名である。したがって定期総会は有効に成立する旨の説明があった。

議事に先立ち、坂下副支部長が開会の辞を述べた。次いで浅見支部長より以下のとおり挨拶及び

27年度の会務報告並びに会務運営への協力に対し謝辞があった。

支部長挨拶

昨年27年4月1日現在1,000名の会員数から、27年9月大規模法人の流出に伴う60人程度の会員減や、28年5月は京橋支部からの異動などがあり個人会員936名、法人69名（会員数1,005名）となりました。

この1年の支部活動ですが、総会でご承認いただいた事業活動について、従来からの研修・広報・厚生 の3本を柱とした事業活動を推進して参りましたが、特に研修活動に力を入れて進めてきました。目まぐるしく変化する税制に対する会員の関心の高さ及び、当支部研修部の事業活動の結果、第一ブロック内における36時間履修達成者の割合が1番多い支部となりました。

目

- ・平成27年度定期総会 2
- ・支部長挨拶 浅見達雄 4
- ・日本橋税務署長着任挨拶 谷口正樹 5
- ・中央都税事務所長着任挨拶 関 亙 6
- ・日本橋税務署新旧幹部職員名簿 7
- ・研究論文「発行法人における相対取引による自己株式の取得
とその他資本剰余金による消却」 野原武夫 8

次

- ・東京税理士会野球大会連覇までの軌跡·· 13
- ・随筆 岩本忠司、福本光男 14
- ・特集 ゴルフTNG会 16
- ・各部だより 17
- ・支部会員異動のお知らせ 24

今後とも会員の皆様方のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

支部規則第23条に基づき議長に本田純二会員を選出し、同26条に基づき議事録署名人に佐藤宗石会員、小林幸夫会員が指名され議案の審議に入った。

第1号議案 平成27年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認され審議に入り、各部長及び各委員長から議案書に基づき、平成27年度の事業活動状況が報告された。

第2号議案 平成27年度決算報告承認の件及び監事監査報告

安田経理部長より平成27年度決算報告書に基づき、「収支計算書」、「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」、「注記事項」について詳細な報告がなされた。

次いで小峰監事より、5月16日に栗原監事とともに実施した業務の執行及び会計監査について監査報告書に基づき説明があり、監査の結果、業務の執行は法令及び支部規則等に準拠し、且つ幹事会の決議に従い誠実に行われており、また会計は支部経理規程及び支部経理取扱要領に準拠して正確に処理されていることを認めたとの監査報告がなされた。

その後、第1号議案、第2号議案について議場に諮ったところ賛成多数にて原案どおり承認可決された。

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正承認の件

梅田組織部長から、議案書に基づき、東京税理士会の特定個人情報の取り扱いに伴う標準支部規則の一部改正を受け、4項目の改正内容について詳細な説明が行われた。

第3号議案について議場に諮ったところ、賛成多数により原案どおり承認可決された。

第4号議案 日本橋支部役員選挙規則の一部改正承認の件

梅田組織部長から、議案書に基づき、東京税理士会の標準支部役員選挙規則の一部改正を受け、1項の新設改正内容について詳細な説明が行われた。

第4号議案について議場に諮ったところ、賛成

多数により原案どおり承認可決された。

第5号議案 平成28年度事業計画承認の件

議長から、第5号議案及び第6号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

平成28年度事業計画について、議長の指示により各部長及び各委員長から議案書に基づき、1年間の事業計画について詳細な説明が行われた。

第6号議案 平成28年度予算承認の件

安田経理部長より議案書に基づき、『平成28年度収支予算書』の「一般会計」について詳細な説明が行われた。

その後、第5号議案、第6号議案について議場に諮ったところ、賛成多数により原案どおり承認可決された。

報告事項

会員表彰など

大澤総務部長から、平成27年度会員表彰受賞者などの披露があった。

表彰規程第2条第1項3号該当者（税理士業務に25年以上従事し、65歳以上の会員）17名のうち、総会に出席している7名の会員に対して、来賓として出席された東京税理士会専務理事より表彰状と記念品が贈呈された。

引き続き、表彰規程第2条第1項4号該当者（役員暦10年以上、満60歳以上の会員）1名、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し、65歳以上の会員）14名、平成27年度秋及び28年度春の叙勲受章者（瑞宝小綬章）2名、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者3名の披露が行われた。続いて昨年4月1日以降、本年3月31日までに日本橋支部に入会し、本日の総会に出席された会員2名の紹介があった。

その後、来賓の大久保 勇日本橋税務署長、関 互（わたる）東京都中央都税事務所長、矢田美英中央区長（清水一実中央区役所総務部税務課長代読）、平井貴昭東京税理士会専務理事から祝辞を頂いた。

定期総会の全議事を終了し、若狭副支部長の挨拶により閉会した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



就任4年目を迎えるにあたり

あさ み たつ お
支部長 浅見達雄

梅雨の時期にも関わらず、雨が少なく強い日差しの毎日で、水不足が心配となる状況になってきました。昨年のこの時期には台風の発生が10数件となっていました。今年はまだ第1号が数日前に発生したばかりとのことでした。気温の上昇と蒸し暑さで仕事をする気力も減退してしましますが、体調にご留意をして頂きたいと思います。

6月22日に開催しました、支部総会におきましては、第1号議案から第6号議案までのすべての議案につきまして承認可決していただきました。これも支部長を支えてくださります役員をはじめ支部運営にご理解とご協力を賜ります会員の皆様のおかげと感謝申し上げます。

5年前の東日本大震災に劣らないような震災が熊本県で発生しました。その義援金を東京税理士会で募りましたが、賛同してくださる方が少なく目標に遠く及ばなかったようで、先日の理事会で予備費を使用して2,000万円の義援金を南九州税理士会へ送ることとなりました。

東京税理士会も、当支部も災害に対応するために毎年積み立てをしています。日本橋支部では、災害対策積立資産取扱規定で災害に遭遇した場合の支部事務局の災害復旧に充てることに使用することを目的として2,000万円を限度に毎年100万円づつ積み立て、28年度末には1,500万円となります。大規模災害に遭った場合は支部事務局ばかりでなく、会員事務所も、顧客先も、その活動がストップします、従って会員は顧客先から報酬を頂くことなど出来なくなり会費を納入することが出来ない状況になると教えられました。

このため支部事務局の復旧はもとより、会費の収入が減少することにも対応できるだけの蓄えが必要との考えを持ちました、来年の総会に向けて検討していきたいと思います。

先日(7月7日)の支部長会、理事会の合同会議で報告されたなかに、東京税理士会館の別館を東京税理士協同組合から買い取りたいとの要請が伝

えられたから売却したいとの報告でした、突然の売却の報告で驚きましたが、東京税理士会は所有財産を売却しなければならない程に財政が逼迫している訳ではなく要請があったから売却するとの判断はあまりにも軽率としか言いようがありません、検討を重ねていくものと思いますが、重要な財産の処分になりますので、会員全員にアンケート調査をするなどの手続きはあってもよいのではないのでしょうか。

昨年の税理士法改正時に会則で、年36時間の研修受講の義務を決めました。日本税理士会連合会が中心となり全国の税理士会が会則に規定し、統一の基準で集計されることになりました。東京税理士会が決めていた努力目標より運用内容が厳しくなった部分もあります、平成27年度の各支部別の受講率が公表され日本橋支部の会員で年36時間の受講達成者は35.48%の方が達成しました。

当支部は前年に比較して大幅な増加になりました。東京税理士会のみでなく、当支部も毎月研修会を開催しております。研修部のみなさんが会員のご希望に添えるよう研修テーマを選定して頂いていることからこのような結果が出たものと感謝いたします。

この度の税務職員の異動により日本橋税務署へは、谷口正樹税務署長、貫間重之副署長、高梨晃弘総務課長がご着任なされました、高橋克一郎副署長、山野広樹副署長、十日市敦子総務課長補佐ご留任なされ新体制となりました。新体制となりましても支部活動にご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

会員の皆様、支部発展の為にこの一年もご協力のほどよろしくお願いいたします。



着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{たに ぐち まさ き} 谷口正樹

暑さ厳しい折、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました谷口でございます。

浅見支部長をはじめ、日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

日本経済の中核でありながら、古今の魅力が溢れる日本橋の地において、署長として税務行政に携わることとなり、大変身の引き締まる思いを致しております。大久保前署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、日本橋支部の会員の皆様におかれましては、税を考える週間や確定申告期における無料相談に、多数の会員の皆様の御参加をいただいているほか、確定申告電話相談センターへの相談員派遣、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、また社会保障・税番号制度に関する研修会の開催や、e-Taxの利用拡大、書面添付制度の普及など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。紙面をお借りして、改めて感謝申し上げます。

特に、当署のe-Taxの利用状況につきましては、今年の確定申告期においては、国税庁ホームページの利用を含めたICT利用件数の伸び率(対前年)は、東京国税局管内84署のトップとなっております。

これもひとえに、日本橋支部の会員の皆様の積極的な御利用の賜物と感謝いたしております。

本年4月1日からは、税理士の皆様から御要望をいただいております、イメージデータによる書面添付の提出を可能とする運用等も開始されました。引き続き、e-Taxの積極的な御利用と更なる拡大につきまして、何卒よろしくお願いいたします。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、

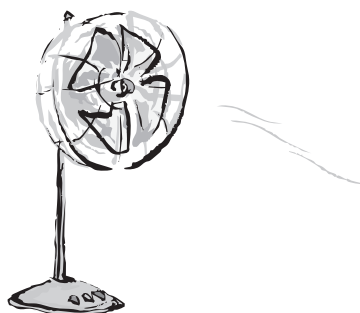
経済のグローバル化やICT化の加速度的進展により、目まぐるしく変化してきております。そのような中で、私どもは、社会経済の変化に的確に対応しつつ、「適正・公平な課税及び徴収の実現」に努めていかなければなりません。そのためには、日本橋支部の会員の皆様の御支援をいただきながら、効果的かつ効率的な税務行政を推進していく必要があると考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、本年1月からは社会保障・税番号制度が、個人番号は社会保障・税・災害対策の分野において、法人番号は利用分野に制限なく、新たな社会的な基盤として順次利用が開始されています。今後は、これまで以上に個人番号を含む情報管理の徹底を図るとともに、制度の定着を図っていくことが課題であると考えておりますので、こちらにつきましても、より一層の御協力をお願いいたします。

納税者の皆様に御不便をお掛けしております日本橋堀留町庁舎の耐震改修工事ですが、予定通りに工事が進みますと、来年5月の連休明けには、日本橋堀留町庁舎に戻る予定となっております。

それまでの間、日本橋支部の会員の皆様にも御不便をお掛けしますが、御理解と御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





着任のごあいさつ

東京都中央都税事務所長 関

わたる 互

東京税理士会日本橋支部会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で、中央都税事務所長に着任いたしました関でございます。前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、法人事業税や事業所税の申告など、平素より、私ども都税事務所の業務に、ご理解とご尽力を賜っております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、地域における「税の専門家」のお立場から、税務支援活動として無料の税務相談や各種説明会などの実施、さらに次世代育成のための租税教育活動として「租税教室」を開催するなど、社会貢献活動に精力的に取り組み、地域社会における税の理解促進に大いに貢献されております。役員並びに会員の皆さんの真摯なご尽力に対しまして、深く敬意を表します。

さて、東京都では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、その開催準備に鋭意取り組むとともに、少子高齢・人口減少といった社会構造の変化や、自然災害や防犯等に対する都民の安全・安心の確保、さらには、東京の産業経済の活性化などにも、精力的に取り組んでまいります。

そして、それら施策を展開するために不可欠な都税収入の確保を担うのが、私ども都税事務所です。当中央都税事務所といたしましても、公正・公平な賦課徴収を実施し、着実な税収確保を第一に邁進してまいります。

また、私は所長としてこれからの在任中、「不易」(時代を通じて変わらないこと)と「流行」(時代々々に応じて変化すること)を意識した業務運営に心掛け、公正・公平な賦課徴収を適切に実践してまいります。

それは、私が教育行政で勤務していたときに、教育関係者の方々が、教育の「不易流行」につい

て語る姿を見て、同感する部分と違和感を覚える部分があり、税務行政にも同じ思いを抱いたからです。

まだ都税経験の浅い私ですが、その違和感とは「今あなたが考えている不易は、今は本当に不易なのか」ということです。今自分が不易と信じていることは、本当に不易なのか。実は、時代の変化・社会の潮流の中で変わったもの、変わらなければならないものがあるのではないかと。もう一度、自分の業務を振り返り、不易と思っていた、勘違いしていた業務内容などを流行へとの導き、業務の改善を進めて行く必要がないのかと。それが松尾芭蕉の提唱した「不易流行」の本意と考えているからです。時代に流されることなく、時代に適した対応を心掛けてまいります。

最後に、安定した都税収入確保や税の理解推進などの取組は、私ども中央都税事務所だけで実現できるものではありません。東京税理士会日本橋支部をはじめ、関連団体の皆様のお力添えがあって、初めて達成できるものであります。税のよき理解者、税の専門家である東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、東京都、そして中央都税事務所の税務行政に対する、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに当たり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



日本橋署新旧幹部職員名簿

平成28年7月10日現在

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署 長	谷口 正樹	総務部・税務相談室・室長	大久保 勇	退職
副署長（総）	高橋克一郎	留任		
副署長（法内）	山野 広樹	日本橋・副署長（徴法調）	大橋 輝久	札幌派遣・監督評価室・監督評価官
副署長（徴法調）	貫間 重之	金沢局総務部・人事1課・補佐	山野 広樹	日本橋・副署長（法内）
指法特官（総括）	小林 聡	四谷・副署長（総管徴）	土屋 隆	査察部・統括官・査察官（再任用）
指 法 特 官	橋本 盛夫	麻布・特官法・指特調官	木村 和弥	退職
指 法 特 官	山本 春彦	調査一部・特官・特調官	菊池 文敏	町田・副署長（管徴法）
指 源 特 官	榮多 敦	渋谷・特官法・特調官	敦賀屋洋一	新宿・法人・上席調官（再任用）
総 務 課 長	高梨 晃弘	東金・総務・課長	野田真一郎	熊本審判・副審判官
管 運 1 統 括	奥 祐子	留任		
管 運 連 調	杉本 年男	留任		
管 運 2 統 括	牛嶋 圭子	向島・管運2・上席徴官	竹迫 秀敏	横浜中・管運2・統括徴官
管 運 3 統 括	清水 宏明	横浜南・管運3・統括徴官	五嶋 裕己	品川・管運3・統括徴官
管 運 4 統 括	西牧 昭良	留任		
徴 収 特 官	佐藤 佳吾	渋谷・徴収1・統括徴官	茂呂 卓	麻布・徴収・指特徴官
徴 収 統 括	中島 睦英	局徴収・徴収・連絡調官	船木 輝雄	局徴収・特整総1・主査
個 1 統 括	小川 幸一	留任		
個 2 統 括	亀田美重子	東京上野・個人2・統括調官	増田 健一	銚子・個人1・統括調官
個 3 料 統 括	高橋 正樹	留任		
資 産 統 括	安東 初	局査察・査察21・主査	坂井 雅貴	神田・資産・統括調官
法 人 特 官	今井 員徳	留任		
法 人 特 官	長野 章	局調四・調査48・総括主査	工藤 栄悦	調査二部・統調官・調査官（再任用）
法 人 特 官	善 憲之	留任		
法 人 特 官	地村 和久	留任		
法 人 特 官	堀 善大	留任		
法 人 特 官			山信田 裕	渋谷・特官法人・特調官
源 泉 特 官	宮崎 義勝	留任		
特官連調官	西尾 秀文	品川・法人4・上席調官	生田 茂子	日本橋・法人8・統括調官
法 1 統 括	高木 衛	武蔵府中・法人1・統括調官	伏見 直記	芝・法人1・統括調官
法 連 調 官	高橋 友紀	東京上野・法人3・上席調官	河端 宗治	日本橋・審専官法・審理専官
法 2 統 括	村田由美子	留任		
法 3 統 括	磯 美奈子	横浜南・法人2・統括調官	黒澤 聡明	麹町・法人3・統括調官
法 4 統 括	高橋 聡司	留任		
法 5 統 括	大森 榮	留任		
法 6 統 括	大野 望	局査察・査察34・主査	青田 行雄	税大東研
法 7 統 括	永井 克宏	麻布・法人11・統括調官	川端 秀樹	緑・法人4・統括調官
法 8 統 括	生田 茂子	日本橋・特官法人・連絡調官	鈴木 祐二	成田・法人5・統括調官
法 9 統 括	八巻 秀樹	留任		
法 10 統 括	小川 明男	足立・法人5・統括調官	和田 充	局調一・国際調査・主査
国 専 官 法	永島 英一	局課一・統括実官・国税専官	三小田保之	王子・特官法人・特調官
国 専 官 源	林 郁雄	留任		
審 専 官 法	河端 宗治	日本橋・法人・連絡調官	永田 三雄	局課二・法人課税・主査
審 専 官 源	野村 景子	留任		
課 長 補 佐	十日市敦子	留任		
総 務 係 長	臼杵 丈	留任		
会 計 係 長	齋藤 純一	局徴収・特整8・徴収官	川村 昭彦	江戸川北・法人・調査官



発行法人における相対取引による 自己株式の取得とその他資本剰余金に よる消却

の はら たけ お
野 原 武 夫



1. はじめに

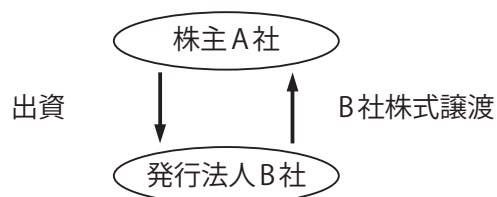
平成13年度の組織再編税制が導入されてからというもの、別表四、五の申告調整は非常に難しくなりました。10年以上経った今でも自己株式のところの質問は多く、例えば別表五にある自己株式だが、今回自己株式を消却手続きするにあたり、別表五はどのように消去するのか？とか、過去に自己株式の取得に要した費用は取得価額として別表五にあるが、この自己株式はどのように消去するのか？などです。そこで今回は発行法人における相対取引による自己株式の取得と、その後において資本剰余金を取り崩して自己株式を消却した場合の、2つのケースをとりあげてみました。執務の参考にしていただければ幸いです。

2. 自己株式の取得時の処理

(設例)

発行法人B社は相対取引により法人株主A社から発行法人B社の株式(自己株式)を100,000で取得しました。B社の純資産の部の状況は次のとおりです。発行法人B社の取得時の税務処理は、どのようなになりますか。

(B社の税務上の純資産の部の状況)	
資本金等の額	350,000
利益積立金額	400,000
発行済株式総数	200株



(取得した自己株式の状況)

取得価額 100,000 (50株 × 2,000/株 = 100,000)

A社におけるB社の帳簿価額
90,000 (50株 × 1,800/株 = 90,000)

(会社処理)

B社株式(B/S) 100,000 現金(B/S) 100,000
(自己株式)

(解説)

申告調整は法人の会社処理と税務処理に差異が生じた場合、その差異を別表四及び別表五(一)において表示する技術的な作業となります。

(1) 税務処理について

発行法人B社が取得したB社株式は自己株式であるため、税務上その資産は有価証券には該当しないこととされています(法2①二十一)。この自己株式の税務上の処理は、次のとおりです。

発行法人B社が相対取引によりA社からB社株式(自己株式)を取得し金銭等を交付した場合は、B社は交付金銭等の額から交付の基因となった株式に対応する部分の金額として減少する資本金等の額(取得資本金額)を計算します(法8①十八)。

そして、その交付金銭等の額からこの資本金等の額を控除した額が利益積立金額の減少額となります(法9①十三)。この利益積立金額の減少額は、株主においてみなし配当となります(法24①四)。

なお、上場株式の市場による取得等みなし配当の額が生じない場合には、その取得の対価全額が資本金等の額の減少となります(法8①十九)。

① 資本金等の額の減少額

B社の交付金銭等の額のうち資本の払戻しとされる金額は、資本金等の額の減少となり、計算は次のとおりです。

(算式) (法令8①十八) (法24①四～六)
一の種類株式を発行
※取得資本金額 (交付金銭等の額が限度 (適格現物分配は帳簿価額))

$$\frac{\text{取得直前の資本金等の額 } 350,000}{\text{取得直前の発行済株式等の総数 (自己株式を除く) } 200} \times \text{自己株式取得の株式数 } 50 = 87,500$$

② 利益積立金額の減少額

B社の交付金銭等の額のうちみなし配当の額は、利益積立金額の減少となり、計算は次のとおりです。

(算式) (法令9①十三)

$$\text{交付金銭等の額 } 100,000 - \frac{\text{取得資本金額 (法令8①十八)}}{87,500} = 12,500$$

したがって、税務処理は次のとおりです。

法令8①十八→ 9①十三→	(税務処理)	
	資本金等の額 (B/S)	87,500
	現金 (B/S)	100,000
	みなし配当 (P/L)	12,500

※ 借方「みなし配当 (P/L)」について一言。利益積立金額を取り崩して現金交付処理することと、損金認容して現金交付処理することとは、利益積立金額の減少額としては同じであること理解して下さい。したがって、貸借対照表上の〇〇〇積立金を取り崩して現金交付処理した場合は、その用途によって (例：寄附金等) 損金認容する必要があります。本件では、みなし配当として損金認容します。

(2) 修正処理について

会社処理と税務処理を比較すると処理に差異が生じていますので、修正処理する必要があります。

(修正処理)

みなし配当 (P/L)	12,500	B社株式 (B/S) (自己株式)	100,000
資本金等の額 (B/S) 87,500			

分解

(修正処理)

みなし配当 (P/L)	12,500	B社株式 (B/S) (自己株式)	100,000
利益積立金額 (B/S) 87,500			
資本金等の額 (B/S) 87,500 利益積立金額 (B/S) 87,500			

第一ステップ (会計処理との差異) の処理

- ① 別表四は「みなし配当認容」として12,500減算 (留保) します。
- ② 別表五 (一) は翌期以後の貸借対照表 (自己株式、利益積立金額、資本金等の額) の消去処理のため、「自己株式」として100,000減算します。調整項目として、利益積立金額の計算明細は「資本金等の額」として87,500加算、資本金等の額の計算明細は「利益積立金額」として87,500減算します。

第二ステップ (別段の定め) の処理

- ① 利益又は剰余金の分配は、資本等取引とされています (法22⑤)。
- ② 資本等取引に係るものは、損金不算入となります (法22③三)。

したがって、別表四は「みなし配当」として12,500加算 (流出) します。

調整項目である「資本金等の額」87,500加算、「利益積立金額」87,500減算は、会計上修正処理しない限り解散清算するまで消去できません。

※ 筆者はこのように仕訳上、資本等取引があった場合は、必ず一旦利益積立金額に置き直して処理しています。このようにしておかないと「はじめに」で記述したような問題が発生して申告調整ができないおそれがあるからです。自己株式の取得時の入口の処理はできても、消却の出口の処理ができない結果を招くおそれがあるので、この処理方法を顧問先等に勧めています。

(3) 別表の調整について

(会社処理)			
B社株式 (B/S)	100,000	現金	100,000
(自己株式)		(B/S)	

(修正処理)			
みなし配当 (P/L)	12,500	B社株式 (B/S)	100,000
利益積立金額 (B/S)	87,500	(自己株式)	
資本金等の額 (B/S)	87,500	利益積立金額 (B/S)	87,500

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処 分		外 流 出
			留 保	社 外	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	0	0	配 当	
				そ の 他	
加算	みなし配当	12,500			12,500
減算	みなし配当認容	12,500	← 12,500		
所得金額又は欠損金額	48	0	△12,500	外 ※	12,500

別表五 (一) I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
			減	増	① - ② + ③
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1				
自 己 株 式				△100,000	← △100,000
資本金等の額 (自己株式取得)				87,500	← 87,500
繰 越 損 益 金	26	400,000		0	400,000
差 引 合 計 額	31	400,000		△12,500	387,500

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額
			減	増	① - ② + ③
		①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	250,000			250,000
そ の 他 資 本 剰 余 金		100,000			100,000
利益積立金額 (自己株式取得)	34			△87,500	← △87,500
差 引 合 計 額	36	350,000		△87,500	262,500

《別表四と別表五(一)との検算》

(算式) 別表四留保総計「48」② (△12,500) + 別表五(一)期首現在利益積立金額合計「31」① (400,000)
 = 別表五(一)差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④ (387,500) …検算一致

※※自己株式の取得は、税務上有価証券に該当しないこととされています。

(補足)「はじめに」に記述の問題解決について、例えば、会社法上の手続きにおいて自己株式を消却したら申告調整ができないという法人は、おそらく利益積立金額の計算明細は「自己株式」として12,500減算、資本金等の額の計算明細は「自己株式」として87,500減算の表示となっているのではないかと思います。したがって、この場合は別表五の期首に筆者のような表示に切り替えて処理すれば、解決できるかと思われます(所得に影響はありません)。

3. 自己株式の消却(その他資本剰余金)時の処理

(設例)

発行法人B社は相対取引により取得した自己株式を、全額消却することとしました。B社の税務処理は、どのようになりますか。

(消却予定の自己株式の状況)	
・自己株式数	50株
・帳簿価格	2,000円/株

別表五(一)の期首の状況

利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在利益積立金額
自己株式	△100,000
資本金等の額 (自己株式取得)	87,500
繰越損益金	400,000
差引合計額	387,500

資本金等の額の計算に関する明細書

区分	期首現在資本金等の額
資本金又は出資金	250,000
資本準備金	100,000
利益積立金額 (自己株式取得)	△87,500
差引合計額	262,500

(会社処理)

その他資本剰余金(B/S) 100,000 ※自己株式(B/S) 100,000

※取得価額2,000円×取得株式数50株＝100,000円

(解説)

(1) 税務処理について

企業会計上、自己株式の消却が行われた場合は、その手続を完了したときに自己株式の帳簿価額を減額し、その額をその他資本剰余金より減額することとされています(会社計算規則47③)。

税務上、相対取引による自己株式の取得は、資本の払戻しと剰余金の配当(みなし配当)とされましたので、資産として計上せずにその取得の時に資本金等の額及び利益積立金額を減少させることとなっています(法24①四、法令8①十七、9①十二)。

本件は自己株式を取得した時点で資本金等の額及び利益積立金額の減少処理が済んでいますので、当期においては何ら税務処理をすることはありません。

(税務処理)
なし

(2) 修正処理について

会社処理と税務処理を比較すると処理に差異が生じていますので、修正処理する必要があります。

(修正処理)

自己株式(B/S) 100,000 資本金等の額(B/S) 100,000

分解

(修正処理)

自己株式(B/S) 100,000 利益積立金額(B/S) 100,000
利益積立金額(B/S) 100,000 資本金等の額(B/S) 100,000

- ① 別表四は申告調整不要です。
- ② 別表五(一)は翌期以後の貸借対照表(自己株式、利益積立金額、資本金等の額)の消去処理のため、利益積立金額の計算明細は「自己株式」として100,000加算します。調整項目として、「資本金等の額」として100,000減算、資本金等の額の計算明細は「利益積立金額」として100,000加算します。

調整項目である「資本金等の額」100,000減算、
「利益積立金額」100,000加算は、会計上修正処

理しない限り解散清算するまで消去できません。

(3) 別表の調整について

(会社処理)			
その他資本剰余金 (B/S)	100,000	自己株式 (B/S)	100,000

(修正処理)			
自己株式 (B/S)	100,000	利益積立金額 (B/S)	100,000
利益積立金額 (B/S)	100,000	資本金等の額 (B/S)	100,000

別表五 (一) I 利益積立金額の計算に関する明細書

区	分	期首現在利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ① - ② + ③ ④
			減 ②	増 ③	
利益準備金	1				
自己株式	4	△100,000	△100,000		0
資本金等の額 (自己株式取得)	5	87,500	100,000		△12,500
繰越損益金	26	400,000			400,000
差引合計額	31	387,500	0		387,500

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区	分	期首現在資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ① - ② + ③ ④
			減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	32	250,000			250,000
その他資本剰余金		100,000		△100,000	0
利益積立金額 (自己株式取得)	34	△87,500	△100,000		12,500
差引合計額	36	262,500	△100,000	△100,000	262,500

《別表四と別表五(一)との検算》

(算式) 別表四留保総計「48」② (0) + 別表五(一)期首現在利益積立金額合計「31」① (387,500) = 別表五(一)差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④ (387,500) …検算一致

*検証：別表五 (一) から自己株式が消去され、利益積立金額と資本金等の額の調整部分のみ残ります。会計上、資本剰余金が減少しましたが、期首現在資本金等の額欄「36」①と差引翌期首資本金等の額欄の差引合計額欄「36」④262,500は、同額で異動ないことをここで検証して下さい。以上

東京税理士会野球大会

連覇までの軌跡

野球部主将 小田英敏

第121回東京税理士会野球大会において日本橋支部野球部は2大会連続6度目の優勝をすることができました。ご声援、本当にありがとうございました。

東京税理士会野球大会は春秋の年2回開催されるイベントです。

日本橋支部野球部は3度目の優勝から3年、5度目のチャンスで初めて連続優勝し、目標である連覇をやっと成し遂げました。

二十数年ぶりに優勝してからは、毎年優勝するものの連覇することができませんでした。

そこで、何故連覇できないのか、何が問題だったのかという課題から、引地監督を筆頭に、今後どういったチームに向かっていくべきか、といった普段はそこまで深く話さない内容について何度もミーティングを重ねていきました。

当然のことながら選手は『勝ちたい』『強くありたい』という気持ちがあり、その前提で楽しく野球をやりたいという従来からの方針を確認し、チームビジョンを共有し大会に挑みました。

1回戦の対戦相手は四谷支部。秋の大会の準優勝のチームです。ここ数年、毎大会対戦しています。四谷支部のエースを攻略し、結果10対1で勝利、続く二回戦の神田支部も10対0で勝利し大会1日目を終了しました。

大会2日目の対戦相手は葛飾支部です。2回戦でシード支部に勝利してきているので侮れません。初回到2点を先制されましたが、打線がつながりすぐに12点を取り返し優位に試合を運び19対4



で勝利しました。続く準々決勝は好投手を擁する練馬東支部との対戦。ロースコアの試合になると予想され試合が始まりましたが、相手投手の乱調により9対1で勝利し2日目を終了しました。

大会3日目の準決勝の対戦相手は何度も優勝している同じ第一ブロックの麴町支部です。かなりの苦戦を予想していましたが日本橋支部が先制し、中押し、ダメ押しと優位に試合を運び7回表を終わって8対3。しかし日本橋支部はこの試合が早く終わり次の決勝に気持ちが向いていたのかもしれませんが、麴町支部が最後まであきらめないプレーを続け怒涛の追い上げをみせましたが、なんとか8対7で勝利しました。

とても反省の多い試合でした。

決勝戦は好投手を擁する東京上野支部との対戦、準決勝の反省を生かし最後まで集中してプレーをし、打線は着実に得点を重ね、投げては先発が2安打に抑え6対0で完封勝利しました。

今大会は最優秀選手賞に小田英敏選手、首位打者に阿部慎史選手、優秀投手賞に山重大二郎投手

が受賞し、第121回の支部対抗野球大会は閉幕しました。

来秋は3連覇を目指して頑張っていきます。

優勝旗、優勝カップは支部事務局に飾ってあるので、是非、皆様も見に来てください。



随 筆

合格から50年
登録して25年いわもと ただし
岩本 忠司

(20年前は若かった)

このたび25年の表彰を受けるにあたり、過去へスリップしてみます。

18歳普通高校卒で就職した昭和33年はこんな時代でした。

大卒初任給 13,500円

平均寿命 男65歳 女69.6歳

大学進学率 男14.5% 女2.4% 平均8.6%

そしてこの年1万円札が発行されています。東京タワーもこの年に建立されています。当時苦学生といわれた商学部の夜間大学に入学したところ、中高年の学生が多く真剣に勉学に励んでおり、会計士・税理士を目指す人達に接し、目標設定をするに至りました。

21歳から受験を開始、毎年2科目受験で1科目合格のペースを堅持し、昭和41年12月、第16回試験で合格することができました。(3年目失敗)26才の歳でした。

勤務の傍らでの勉強で、当時塾もなく「会計人コース・税務広報」が小生の先生でした。

早婚で合格の時すでに長男がいて翌年には長女が誕生と育児が大変でしたので、独立開業等全く考えなかったような気がします。

高度成長期で職場を離れる不安のほうが大きく税理士となることを忘れていたようです。西日本勤務がほとんどで2人の子供が東京の大学に入学してしまったので、希望して東京勤務となり関東圏での生活が始まった次第。バブルの最盛期で税務面での対応もあり、合格後26年目の平成3年5月に登録するにいたりしました。それから25年経過し今回の表彰となりました。この間、税理士としての能力も発揮できず、野球部に所属し、合宿で野球・酒を楽しむ等が思い出となっています。

一人税理士として出来る範囲での仕事量で平凡

な日々を過ごしているのが現状です。

災害等で社会福祉協議会とか民生委員等が報道されるケースが多くなりましたが、小生も平成10年から12年間民生委員を仰せつかり、14年からは社会福祉協議会の監事・理事そして22年5月から会長職を拝命し、現在4期7年目に突入しています。

どこの市町村でも同じ問題を抱えていると思いますが、高齢化・障がい者・子育て等山積された問題に対処しながら「住んでよかった町」をめざして鋭意ご奉仕しているとの思いです。

過去を振り返るということは「終活」に突入したということにもなるのでしょうか。

最近は「エンディングノート」なるものがあり、最後家族等に迷惑をかけない終焉を迎えるようにしなければならないとのこと。

残された平均余命は11年、病気（抗リン脂質抗体症候群）を跳ね飛ばし、人の手を借りず人生を送れるよう頑張りたいと思っている今日この頃です。

東京会役員表彰のお礼と軌跡

ふくもと みつお
福本 光男

このたび、東京税理士会第60回定期総会に於いて東京税理士会役員表彰規程2条4項（本会の役員、委員及び支部長、副支部長に在任10年以上60歳以上）による表彰をいただきました。

これもひとえに支部の諸先輩、先生方のご支援のたまものと感謝申し上げ、本紙面をお借りしてお礼申し上げます。

思い起こせば20年以上前になりますが渡部至支部長（当時）から支部幹事に立候補するようお願いをいただきお受けしたのが始まりでした。厚生部幹事、広報部長等を務めさせていただき、平成15年河原邦文支部長（当時）から、「東京会（以下本会）の委員に推薦するので行ってほしい」とお話がございました。「私で良いのか」「事務所は大丈夫だろうか」と、多少の不安もありましたがお受けすることにいたしました。本会では2期4

年総務部委員に配属され、19年6月より今度は支部選出の理事として再度総務部にお世話になりました。22年より常務理事広報室長、25年から租税教育推進部理事を務めさせていただきました。その間、日本税理士会連合会租税教育推進部副部長も歴任させていただきました。本当に沢山の貴重な出会いと体験でした。

本会総務部では、税理士会館建設特別委員として、現会館の建設にも携わらせていただきました。

この大役は何十年に一度のことでしょう。本設計はほとんど終わっていましたが、屋上の利用法、4階のレセプションフロアについては委員会でいろいろ議論をさせていただきました。また、中村一三委員長のご指示で明治記念館で行われた。

祝賀会の企画も担当させていただき、合わせて司会も佐恵と二人でさせていただきました。本会の総会や賀詞交歓会での司会を二人和服で行った事が縁で本会に和装の会が設立されました。

何年に一度と言えは24年11月には、日税連主催の「税理士制度70周年記念祝賀会の準備にも参加させていただきました。当日は常陸宮同妃殿下ご光臨のもと、野田佳彦内閣総理大臣、城島光力財務大臣、樽床伸二財務大臣を始め、韓国税務士会チョン・クジョン会長、ドイツ・ミュンヘン税理士会ハルトムート・シュヴァーブ会長他21名の海外からのお客様のおもてなしをいたしました。

海外からのお客様、全国各地の単位税理士会から参加の会員の皆様に大変好評でしたのが御手前の接待でした。私たちも、紋付羽織袴でお出迎えをさせていただきました。

本会常務理事時代は、北海道、東北、北陸、関東信越各単位税理士会との研修会、意見交換会の為各地を訪問させていただき、各単位会毎に様々な考え方や取り組みがあることを経験させていただきました。また、今まであまり活発な活動がされていなかった報道関係者との懇談会も、広報室の担当でそれまで会館において行っていたものを日本記者クラブで行いました。やはり報道関係者の記者の方たちに出向いていただくより、こちらから出向くべきと考えたからです。おかげさまで大変好評で、その後は毎回記者クラブで行われて



いるようですし、今年は日税連主催の報道関係者との懇談会に発展したようです。

日税連では、租税教育の普及促進のため、各単位税理士会の要請で、大阪、大分、広島、金沢、名古屋等にも出向き講演もさせていただきました。

その時のご縁で、各単位税理士会の方たちと私的な面においても、現在も大変親密なお付き合いをさせていただいています。いろいろな地域の皆様とお付き合いして、改めてその地域性を感じました。たとえば、租税教育についていえば日税連作成のテキストはあったのですが、それぞれの地域で全く異なる授業が行われていたことです。

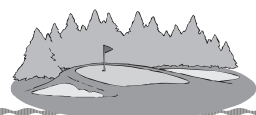
日税連では当時、租税教育推進部はなく広報部が担当していました。そこで総務省、文科省、国税庁による中央租推協が作られるのを機に、租税教育推進部を立ち上げたのです。我々が真っ先に手を付けたのが、テキストの見直しと再作成でした。

租税教育連絡協議会を開催し、各単位税理士会から租税教育に熱心な会員を募り作業が始まりました。東京、近畿が中心となり約半年をかけ作成しました。現在のテキストは、それらを基にその後東京会が作成したものとなっています。

10年を超える年月の間、本当に様々な出来事を経験させていただきました。すべてのことをお話しすることは紙面の都合もあり叶いません。事務所のやりくりも大変でしたが、本当に素晴らしい経験であったことも事実です。できるだけ多くの支部会員の皆様に、本会の役員として活躍していただけるよう願っています。

最後になりましたが、私を本会に送り出してくださいました皆様に改めて感謝とお礼を申し上げ、筆をおかせていただきます。有難うございました。

特集 ゴルフTNG会



TNGゴルフ に参加して

かき もと よう こ
垣 本 容 子

東京税理士会日本橋支部ゴルフ同好会（通称TNG会）は、昭和35年9月に第1回大会を鬼怒川CCで開催して以来、およそ56年300回を超える大変歴史のある会です。

毎年4月から12月（1月から3月までは休み）の間に4回～5回行っているということですが、平成27年度は4月相模原ゴルフクラブ、9月泉カントリー倶楽部、10月記念すべき300回を常陽カントリー倶楽部、11月総部カントリークラブ総部コース、12月茨城ゴルフ倶楽部と計5回行われました。いずれも名門コースで個人ではなかなか予約できないコースです。

私が最初にTNG会に参加させていただいたのは、何年前かの冬の若洲リンクスでの例会でした。

岡本綾子監修のゴルフ場ということは以前から知っていましたし、我が家から近いので、デイキャンプにサイクリングにとゴルフ場の周りはよく行っていました。にもかかわらず、予約するのが面倒で大変だということで、行く機会を逸していました。

だから、支部からの案内で「若洲リンクス」とあり、その日の予定が入っていなかったの思わず申し込んでしまいました。ただ、申し込んでみたものの、私のレベルで皆さんと一緒に回って大丈夫なのかと不安でいっぱいでした。

当日車で現地に行くのに家からたった7km弱にもかかわらず、思いのほか時間がかかったのを覚えています。もちろん結果は惨憺たるものでしたが、無事最後まで楽しくプレーさせていただきました。

その後機会があれば参加させていただいていますが、昨年は業務の都合で残念ながら全く参加できませんでした。今年4月1日筑波カントリークラブは日程が丁度あって、参加しようと申込ませていただき、久々に楽しく回らせていただきました。

東京でゴルフ場と言うととても遠いというイメージがありますが、TNG会は日本橋を拠点としているだけあって、江東区に住む私には比較的参加しやすいコースが多いように思います。

朝早く起きてゴルフに行くなんてとても苦手で、個人的にはリゾートゴルフが主流です。今我が家で、はまっているのは、家で飼っている愛犬達とゴルフ場を回ることです。

我が家の愛犬ミニチュアダックスのキャサリンは人やワンコに弱く、ドッグランでさえ他のワンコがいれば嫌がって走らないのですが、ゴルフ場では思いっきり走ってくれます。当然ゴルフ場ですから、人間だってゴルフをします。ただ、ワンコがボールやカートを追っかけるので、気になってゆっくりゴルフに専念できませんが、それでも今回のTNG会に向けての練習かな、とクラブを振っています。

次回又参加できるのを楽しみにしていますので、宜しくお願いします。



TNG会で 初優勝して！！

あか さか みつ のり
赤 坂 光 則

私は去る4月1日に行われた厚生部主催の第303回TNG会ゴルフコンペにおいて宿願の初優勝をすることができた。76歳であった。

思えば、昭和62年2月19日税理士登録をして東京税理士会に入会し、同時に日本橋支部に所属して以来29年になるが初めての経験である。

支部の厚生活動であるゴルフコンペには当初から積極的に参加してきたが従来の最高は3位どまりであった。

税理士登録前に鷹の台カントリークラブにおいて、当時日本橋支部に所属していた先輩の故佐々木圭司先生との出会いに始まる。そこで時々一緒にプレーをさせていただいた縁があって、支部に所属したことをきっかけにTNG会に参加する

ようになった。

当時は40歳台後半と若かったこともあり、時々ドラコンもニアピンも取れたこともあったが、フロント9がいいとバック9で失敗したり、途中でトリプルボギーやダブルボギーをたたくなど成績は常に真ん中あたりであった。

それでも「ハンデ戦」だから何時かは優勝できる機会もあるだろうとの思いを抱き続けてきたが参加の都度その思いが叶うことはなかった。

そうこうしているうちに60歳を過ぎ、更に70歳を過ぎると、いくらクラブを取り換えても年々飛距離が落ちてきて、最近はいいい当たりをしてもドラコンの可能性は限りなく遠ざかっていった。

スコアも最近100を切ることに汲々としており、80台で回っていた時代は遠く昔の感じとなっていた。

このような状態にあるため、最近では「TNG会での優勝」はもはや不可能と感じるようになった。

私はゴルフが大好きであることには今も昔も変わらない。これが功を奏してこれまで色々なゴルフコンペに参加させていただいてきたが、幸いどこのコンペでも1度は優勝の機会に恵まれてきている。

それなのに一番長く参加しているTNG会においての優勝の機会がなかったことが私のゴルフライフで最も心残りであった。

昔は優勝すると開催日と主催者の名前が刻まれたトロフィをもらったものである。

最近TNG会と同様にギフト券等が多くなった。

そんなわけで自宅には埃を被ったトロフィが最近の不調ぶりを物語っている。もっとも不調というのは正しくなく、力が落ちてきたというべきなのかもしれない。

いずれにしてもこうした状況の中での思いがけなかったこのたびの優勝はさすがに嬉しかった。

このため、優勝者の言葉のなかで「もう思い残すことがない」といったのもあながち大げさではなかったものである。

筑波カントリークラブという名門のゴルフ場は、チャンピオンコースだけに距離もあり、グリーンも難しいところで思いがけなく大きな思い出ができたのは幸せなことである。

パートナーは実力のある森田幸一先生と湯本康弘先生、それに美しいフォームでショットする川口真理先生で、パートナーにも恵まれたことも優勝の原因と思われる。

スコアを記載するのは止めようと思った。しかしここまで読んで下さった先生方に失礼と思い示すことにするが、決して私自身満足のスコアでなかったことを申し添える。

アウト50、イン49の99点、ハンディキャップ23、ネット76で4オーバー。

何時ものTNG会なら4オーバーで優勝できることは稀であるが、当日は風がかなり強かったため上手な諸先輩の方々がスコアを乱した結果と考えている。

これからもTNG会にはできる限り参加して、いつまでもゴルフライフを楽しみたいと思っている。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成28年3月18日(金)10時30分～12時00分

I 審議事項

なし

II 報告事項

1. 東京会会長選挙に伴う投票立会人等の件
2. 税理士記念日無料相談(2/23)の件
3. 確定申告無料相談(3/2～3/4)の件
4. 登録調査(3/14)の件
5. 各種無料相談担当者の慰労会(3/16)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年4月21日(木)10時30分～12時02分

I 審議事項

1. 支部細則の廃止、支部業務執行細則の制定について

支部細則を廃止し、新たに日本橋支部業務執行細則を制定する事を、承認可決した。

II 報告事項

1. 平成27年度各部事業報告及び平成28年度事業計画案について
2. 平成27年度・28年度支部会計収支報告・予

算案について

3. 登録調査 (4/7) の件
4. 署との拡大定例連絡会 (4/12) の件
5. 日本橋税務懇話会 (4/16) の件
6. 常会 (4/18) の件
7. みなし学術研究的会務に係る受講時間算入の廃止について

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年5月12日(木)10時30分～12時00分

Ⅰ 審議事項

1. 平成27年度各部事業報告及び平成28年度事業計画の件
2. 平成27年度・28年度支部会計収支報告・予算案の件
各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より役員に事前配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け1.2.について承認可決した。
3. 平成27年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件
委任状の代理人氏名を浅見支部長にすることを、承認可決した。
4. 定期総会 (6/22) 当日分担確認等の件
定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 顧問相談役会 (4/26) の件
2. 登録調査 (5/11) の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年6月6日(月)10時30分～12時00分

Ⅰ 審議事項

1. 平成28年度定期総会 (平成29年6月) 日時の件
来年の定期総会の会場は例年通りロイヤルパーホテル開催、日程等については執行部一任とすることを承認可決した。
2. 事務局夏期休暇日程に関する件
事務局の夏季休暇を8月12日(金)、8月15日(月)、8月16日(火)にすることを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 会計監査報告 (5/16) の件
2. 東京会定期総会 (6/20) の件
3. 関連団体定期総会出席の件
日本橋優申会 (5/19)
日本橋青色申告会 (5/18)
日本橋納税貯蓄組合連合会 (5/13)
中央区租税教育推進協議会 (5/17)
東税協通常総代会懇親会 (5/27)

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年7月12日(火)10時30分～11時37分

Ⅰ 審議事項

1. 例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件
① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成28年10月6日(木)10時30分から12時迄、会場は東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。
② 中央都税事務所との税務懇談会は、10月に開催予定。京橋支部との三者のため日程は執行部一任。当番支部は京橋支部。
③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。
①～③承認可決した。

2. 八団体合同役員会の件

税務協力八団体開催による役員会を7月27日(水)17時00分から東実健保会館で開催すること及び会費負担を承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 東京税理士会データ通信協同組合創立40周年記念講演・祝賀会 (6/8) の件
2. 登録調査 (6/9) の件
3. 日本橋税務懇話会 (6/8) の件
4. 東京税理士会定期総会 (6/20) の件
5. 京橋支部定期総会 (6/23) の件
6. 住友生命との業務推進会議 (6/16)
7. 関係団体定期総会の件
日本税理士共済会 (6/27)
モアグリーンゴビ税理士の森基金 (6/14)
日本橋関税会 (6/7)
公認会計士協会中央会 (6/8)
8. 定期総会、懇親会 (6/22) の件

9. 青税中央部会総会 (7/7) の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎常会報告

平成27年4月8日(金)13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、各部各委員会報告、理事会報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成28年4月8日(金)14:00～17:00

テーマ：一部「印紙税関係」

二部「非居住者等所得について」

三部「TPP協定・EPAの概要について」

講師：一部 税理士 小林 幸夫氏

(日本橋支部会員)

二部 日本橋税務署担当官

三部 東京税関担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成28年4月28日(木)14:30～17:00

テーマ：「税理士のための国際税務の基礎知識」

講師：税理士 牧野 好孝氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

※ オープン研修

日 時：平成28年5月11日(水)18:00～20:00

テーマ：「税理士賠償責任を回避するために(賠償責任裁判事例・顧問契約書の締結方法等)」

講師：弁護士 谷原 誠氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年6月9日(木)18:00～20:00

テーマ：「小規模企業と新規開業向け融資のポイント」
ー支店長がホンネで語る稟議の舞台裏ー

講師：(株)日本政策金融公庫支店長

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年6月22日(水)13:30～15:00

テーマ：「アベノミクスの金融政策と日本経済・日銀のマイナス金利の影響」を中心として国際情勢と国際経済

講師：神戸大学教授 岩壺 健太郎先生

会 場：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

日 時：平成28年7月4日(月)13:30～16:30

テーマ：「税理士が知っておくべき会社法のポイント」

ント」

① 会社の運営に関する事項(会計参与、監査役の義務と責任など)

② 株式に関する事項(事業承継に関する具体例など)

講師：日本大学法学部教授・弁護士 松嶋 隆弘氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋



日 時：平成28年7月14日(木)13:00～16:00

テーマ：「世界情勢を分析する」

講師：(株)エッサム代表取締役会長

八鍬 昭氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

※ 第一ブロック合同研修①

日 時：平成28年8月5日(金)18:00～20:00

テーマ：「領収書・請求書を電子データ保存へ！
新電子帳簿保存法徹底解説」～資料の電子化で実現する新しい業務効率化の仕組みとは～

講師：税理士 安田 信彦氏(日本橋支部会員)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年8月26日(金)15:00～17:00

テーマ：「SKYPEを使ったテレビ会議の実践」

講師：税理士 濱川 久子氏(日本橋支部会員)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年9月13日(火)13:00～16:00

テーマ：「歴史に見る政治家の決断と予見」

～税制改正の攻防も踏まえて～

講師：読売新聞特別編集委員 橋本 五郎氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

※ 第一ブロック合同研修②

日 時：平成28年9月28日(水)14:00～16:45

テーマ：「遺産分割協議と遺贈の相続税実務」

講師：税理士 武田 秀和氏(日本橋支部会員)

会 場：AP東京八重洲通り7F

日 時：平成28年10月4日(火) 13:30～16:30

テーマ：消費税の軽減税率(仮題)

講 師：税理士 熊王 征秀氏

会 場：AP東京八重洲通り

※ ジョイント研修(京橋支部主催)

日 時：平成28年10月6日(木) 14:00～16:45

テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成28年11月7日(月) 13:00～16:00

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

日 時：平成28年11月17日(木) 14:00～17:00

テーマ：「企業組織再編税制について」

講 師：税理士 中島 孝一氏

会 場：日本政策金融公庫東京中央支店

日 時：平成28年12月12日(月) 13:30～16:30

テーマ：「増資・減資 純資産の部」

講 師：公認会計士・税理士 太田 達也氏

会 場：AP東京八重洲通り

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成28年4月15日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年5月13日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年6月10日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年7月8日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年8月19日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成28年4月から6月までの野球部の活動に関してご報告致します。

4月15日 春季本大会 1回戦 勝

日本橋	2	0	4	2	0	2	計10
四谷	0	0	0	1	0	0	計1

4月15日 春季本大会 2回戦 勝

神田	0	0	0	0	計0
日本橋	5	0	5	×	計10

4月22日 春季本大会 3回戦 勝

葛飾	2	0	0	2	計4
日本橋	12	6	1	×	計19

4月22日 春季本大会 準々決勝 勝

日本橋	5	1	0	2	0	1	0	計9
練馬東	0	0	0	0	1	0	0	計1

5月13日 春季本大会 準決勝 勝

日本橋	3	1	2	1	1	0	0	計8
麹町	0	0	3	0	0	0	4	計7

5月13日 春季本大会 決勝 勝

日本橋	1	0	0	1	1	3	0	計6
上野	0	0	0	0	0	0	0	計0

6月2日 シニア戦 負

日本橋	1	3	2	0	0	計6
上野	7	7	0	1	×	計15

6月2日 第一ブロック 第1戦 負

芝	2	7	0	2	2	0	0	計13
日本橋	3	0	0	4	0	0	1	計8

上記の通り、東京税理士会の第121回支部対抗野球大会(春季本大会)を2大会連続6度目の優勝をすることができました。

〈囲碁部〉

前号にも一部掲載させていただきましたが、4月7日(木)に白江八段による多面打ちのプロ指導をお願いし、6名の参加がありました。

参加した部員は、高段者からほとんど初心者までなかなか多彩なメンバーで盤面を見ているだけでも楽しく、その後の懇親会でも会話とお酒がはずんだ時間を過ごすことができ、白江八段にも上機嫌でお帰りいただきました。

5月13日(木)、6月23日(木)、7月14日(木)は定例の月例会を開催しております。

このところ、定例会の参加者が固定していましたが、今年に入り初心者の参加が続いており、月例会の雰囲気もだいぶ変わってきています。

8月18日(木)、9月15日(木)は月例会を予定していますが、10月20日(木)は支部の秋季大会、11月17日(木)はプロ指導を予定しています。

大会以外は、3時から6時ないし7時頃まで事務局会議室で碁盤を囲んでいますので気軽に立ち寄ってください。

〈ゴルフ部〉

平成28年4月1日(金)に第303回T.N.G会を筑波カントリークラブにて開催しました。28名の参

加がありました。当日は少し肌寒い感じがしましたがゴルフには最高の一日でした。成績は下記の通りです。次の第304回T.N.G.会は、9月2日に千葉カントリー倶楽部野田コースで開催します。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	赤坂 光則	99	23	76
二 位	内田 孝	100	23	77
三 位	江間 政芳	94	16	78
ベストグロス	森 一郎	86 (アウト41・イン45)		

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部では28年より月例練習会を開催する場所を変更し新規一転新しい場所で行っております。今までのところから甘酒横丁通りを明治座に向かって80メートル歩き、左にとんかつ店を左に曲がり15メートル行くと駐車場がありその左にカテリーナの看板ありその2階です。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

平成28年月例参加者は、4月11日11名、5月17日5名、6月7日4名でした。

今年の第31回カラオケ発表会は、エッサムホールにておこないますので月例会で練習しましょう。

日 程 平成28年10月29日(土)

午前中 リハーサル午後発表会

今回は、前日のリハーサルはありません。その分10月に2回月例会を行ないます。

※ 6月30日午後6時より31回発表会開催の運営の方法の打ち合わせを行い、出演者20名を予定し、原則出演者の会費と、幹事等の役員方々には強制にチケットは送り付けないで、皆様の志しと当日応援に参加下され、豪華？抽選に参加下さる方はチケットにご協力をお願い致します。

※ また、支援金は喜んで頂戴致します。

※ また、先生方のお知り合いで、ゲスト5万円程度でお願いできる人がおられたらご紹介くださいますようお願い申し上げます。

月例会の予定

8月23日(火)・9月6日(火)午後6時より

10月18日(火) 〃

10月25日(火) 発表会前の練習 〃

11月22日(火) 12月13日(火) 〃

予定ですが、支部の行事等により変更があるかも知れませんが、その時は連絡します。ぜひ、参加してくださいますようお願いいたします。

入会は随時支部にて受付しておりますので事務局へ。

〈テニス部〉

テニス部の活動報告を致します。4月19日(火)練習予定でしたが、テニスコートを取ることができず、練習は中止となりました。

5月6日(金)、日本橋の椽にて、湯本部長をはじめ部員6名と浅見支部長の7名が参加して部会が行われました。そこで、「3月、5月の繁忙期以外の毎月第3週の火曜日もしくは木曜日に練習会を行うこと」「部長、会計、コートの予約、支部報の原稿担当、大会参加の取りまとめやコーチへの連絡などの各担当者の決定」など、今後の活動や運営に関する打ち合わせを行いました。

5月11日(水)、有明テニスの森公園にて東京税理士会主催による、春季テニス大会が開催されました。春季の大会は税理士会員の配偶者も参加できる大会で、今大会は、福田修一夫妻が混合ダブルスに参加しました。予選は1位通過でしたが、本戦のトーナメントでは強豪の四谷支部チームと対戦となり、惜しくも敗戦となりました。次回の大会は、ぜひとも皆で入賞を目指したいと思います。

6月13日(月)、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて練習会を行いました。参加人数は6名。松岡コーチの指導によりフォア、バックそれぞれのストローク練習、サーブ練習、ボレー練習などを行いました。練習後は、地鶏料理の店で冷たいビールを楽しみました。

7月26日(火)、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて練習会の予定です。参加者が多数となることを期待します。

★テニス部では、新入部員を随時募集しております。テニス経験がある方からラケットを握ったことがない初心者の方まで、松岡コーチからそれぞれのレベルにあった指導を受けることができます。「最近ちょっと運動不足だな…」「テニスを始めたいけど、きっかけが…」などと考えている「そこの貴方!」ぜひ参加してください。身体を動かして汗をかいた後のビールは最高ですよ～～!

今後の予定

・月1回の練習会

・東京税理士会秋季テニス大会

10月3日(月)予備日24日(月)

- ・東京税理士会支部対抗戦
11月2日(水) 予備日15日(火)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
4月13日(水)	法人会事務局	青木 久直
4月27日(水)	〃	古賀 裕明
5月18日(水)	〃	伊藤 孝
6月8日(水)	〃	岩村 仁志
6月22日(水)	〃	河野 拓
7月6日(水)	〃	天野 肇
7月20日(水)	〃	野村 幸広

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
4月12日(火)	小企業相談センター	二瓶 正之
5月10日(火)	〃	佐藤 嘉光
5月31日(火)	〃	山崎 健
6月21日(火)	〃	岡村 宗男
7月12日(火)	〃	竹田 修

《支部無料税務相談》

平成28年実施日	会 場	担当税理士
4月13日(水)	支部事務局会議室	松浦 健司
5月11日(水)	〃	三ヶ尻忠敬
6月8日(水)	〃	山口 佳彦
7月13日(水)	〃	岩村 仁志

〔法対策委員会〕

特になし。

〔情報システム委員会〕

平成28年6月9日(木) 支部会議室において、情報システム委員会会議を行いました。

委員によるskypeを使ったテレビ会議の実践です。

3箇所を結んでの会議は成功しましたので、これを踏まえて8月26日支部会議室で会員向けの

テレビ会議の実践研修を行う予定です。

誰でも、無料で、簡単にテレビ会議ができるようになります。

平成28年7月6日(水) 情報システム委員でもある、安田会員の事務所見学に行きました。

ITの先進的な取組みをしている近未来的な会計事務所に圧倒されました！

詳細は、小原委員のレポートで！

情報システム委員会は、「にほんばし」へ、税理士の先生方のITへの取組み状況を毎号寄稿させていただく予定です。

〔租税教育推進委員会〕

7月13日(水) 日本橋中学校第2学年の3クラスの生徒向けに租税教室を実施しました。

開催にあたり準備会議を設けましたが、東京会の租税教室講師研修(新規・更新)の上半期分が終了したことを受けて、様々な意見を検討して授業に臨むことができました。

担当講師は、結城・秋庭、小山・前澤、小原・川口の各会員方を主講師と補助講師として配置しました。クラスを3班に分けて、アクティブ・ラーニングを行うのが、授業の核になります。

主講師の役割は、アクティブ・ラーニングまでに、いかにクラスの雰囲気盛り上げて行くかと、税の大切さには多面的な考え方があるということを理解してもらう事。補助講師は、アクティブ・ラーニングで出てくる様々な意見を集約する事です。

授業の進行については、まだまだ、工夫の余地がありますが、各講師の方々も経験を積んで、より良い授業内容になるように研鑽しています。

今後は、小学校向けの教室が予定されています。補助講師の先生方が主講師になっていただくよう



準備してまいります。

情報システム委員が行く！

情報システム委員 小原正寛

みなさんは、関与先とのコミュニケーションをどのように取られているのでしょうか？

以前までは固定電話でお話をし、FAXで文字データをやりとりして業務を行ってきたと思います。

IT技術が進んできている今、時代の一步先を進んでいる税理士事務所はどのようなコミュニケーションツールを使っているのか。今回は、東京税理士会の税理士IT化コンテストで最優秀賞を獲得した経験もある、安田信彦会員が代表を務める日本橋蛸殻町の、「さくら中央税理士法人」を訪問してコミュニケーションツールの利用方法を中心に伺ってきました。

さくら中央税理士法人は、関与先との資料のやり取りがほぼペーパーレスで行われています。ある飲食店の関与先は、経費の領収証や税務署からの郵送物などをほぼ毎日スキャナーでスキャンをして税理士事務所に送っているそうです。税理士事務所に届いたスキャンされたデータは、その関与先の担当者が見て、領収書・名刺・手紙・それ以外を判別しているとのこと。その際に疑問点等、質問事項があれば関与先とSkype（スカイプ）で連絡と取っているのです。

スカイプは、パソコンでカメラを利用し音声通話はもちろん、テレビ電話のような利用もできます。しかもスマートフォンでも利用できるのも、関与先とはいつでも顔を見ながら打合せができるのです。毎日のように関与先がスキャナーで資料を送信していると、常に税理士事務所と繋がっていると意識してくれて、信頼関係が深まっていくのだ

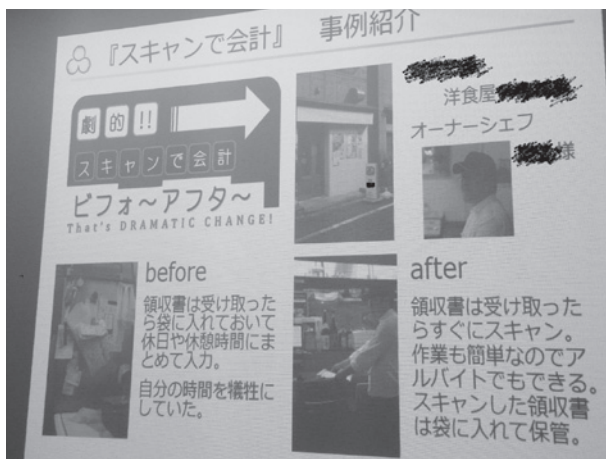
と感じました。また、スカイプのカメラが映すのは、関与先の顔だけではありません。購入した機械や備品等をカメラで映してもらって、どのような資産なのか、耐用年数は何年になるのか、という判断の参考にもしているようです。

しかも、資料をスキャナーで送ってもらうのは、将来への布石を打っているそうです。それは平成33年度から導入が予定されている、消費税のインボイス対策だということです。インボイスを関与先が送信してくれるのが当たり前のようにできれば、税理士事務所のインボイスへの対応負担も軽減されることが予想されるからです。

また、こんなことも安田会員は言っていました。英オックスフォード大学でAI（人工知能）などの研究を行うマイケル・A・オズボーン准教授は、今後10～20年の間に税務代理申告を行う者の仕事が自動化されていく可能性があると言っています。そのことに対する備えを、今から税理士事務所は行っていく必要があるということです。つまり、税理士事務所は今後、関与先の経理となり、総務となり、良きアドバイザーとなる方向へ進んでいく必要があり、そうなることが税理士事務所が生き残っていく道であるということのようです。そのためにスカイプを使いながら、今から関与先との良好なコミュニケーションを図っていくことにしているそうです。

一方、さくら中央税理士法人の事務所内の連絡事項は、ChatWork（チャットワーク）を使用しています。チャットワークの特徴として、事務所内で任意にグループを組むことができ、メッセージのチェック漏れがなく、履歴を簡単にさかのぼれ、しかも迷惑メールが来ないなど、通信も暗号化されていて安全だということです。例えば、あるプロジェクトでグループを作っておけば、仮にある職員が退職しても、新規にそのプロジェクトに参加した職員がそのグループに加入をし、今までの履歴をさかのぼれば、引き継ぎが非常に省力化できることとなります。チャットワークを導入したところ、事務所内の風通しは非常に良くなったそうです。

また、多数の地方出張をこなす安田会員は、いっとうやって事務所内の資料をチェックしているのかが気になり尋ねたところ、TeamViewer（チームビューワー）というパソコンのリモートサービス



を利用しているとのこと。本稿取材当日は、源泉所得税の納付時期だったのですが、安田会員は、札幌の出張先から急いで駆けつけて頂き、すでに札幌に居た時にその源泉所得税の内容の確認を済ませていたとのことでした。チームビューワーのおかげで出張中でもほとんど事務所にいるのと変わらず業務を行うことができるそうです。万が一、病气やけがで入院したとしても、このツールを使えば業務への支障を最小限に食い止めることができそうです。

さくら中央税理士法人は、事務所見学会を積極



的に開催し、全国から多くの税理士や会計関係者が見学に集まるそうです。最後に、安田会員に「なぜ事務所見学会を積極的にやっているのですか。」と尋ねてみました。すると、「情報を発信するところにしかフィードバックされた情報が集まってこないのですよ。」と言われました。情報を発信するからこそ、いろいろな改善点等の情報も集まってくるのだそうです。これこそが、さくら中央税理士法人が常に時代の先を行く税理士事務所であり続ける秘密だと思いました。



支部会員異動のお知らせ

平成28年4月1日～
平成28年6月30日

〈入会〉

4月20日 キク チ ナオ トシ 菊池直俊 〒103-0014
日本橋蛸殻町
1-30-7
電話 6873-2625

4月20日 ミズ コシ ノブ ミチ 水越信道 〒103-0027
日本橋2-16-13
ランディック日本橋ビル1階
佐藤幹雄税理士事務所
電話 3510-7277

4月20日 モリ ユミ コ 森弓子 〒103-0026
日本橋兜町11-7
ビーエム兜町ビル
田島照久税理士事務所
電話 6661-9398

5月24日 コ モト ケイ スケ 古本恵資 〒103-0027
日本橋2-1-14
日本橋加藤ビルディング6階

川口友久税理士事務所
電話 6225-2157

5月24日 シ ミズ ヨウ スケ 清水洋右 〒103-0022
日本橋室町2-5-8-303号
電話 090-2133-7369

5月24日 ア ナミ ヨシ ヒロ 阿南善浩 〒103-0025
日本橋茅場町3-13-2
ブルドックソース亀島ビル501号室
電話 6661-6112

5月24日 アリ タ ヨシ ヒト 有田佳史 〒103-0011
日本橋大伝馬町13-7
日本橋大富ビル3階317号
税理士法人日本橋経営
会計コンサルティング
電話 6869-7340

5月24日 サン カ トモ コ 三箇朋子 〒103-0003
日本橋横山町1-3

		OKK日本橋ビル2階 湯澤勝信税理士事務所 電話 3639-1881			日本橋アサヒビル3階 電話 6262-2767
5月24日	篠 昌 義	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	4月14日	東海林 良一	〒103-0012 日本橋堀留町1-11-10 堀留ファーストビル2F 電話 3527-3955
6月22日	前 島 啓 二	〒103-0015 日本橋箱崎町44-5-A403 電話 080-1173-7557	4月25日	平山亜紀子	〒103-0015 日本橋箱崎町27-9-1F 電話 6869-6874
6月22日	希 代 守 志	〒103-0027 日本橋3-1-2 NTA日本橋ビル8階 税理士法人みなと財務東京事務所 電話 3272-8561	5月16日	松 本 正 春	〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 鳥近ビル3階 電話 6661-7794
6月22日	新 井 理 子	〒103-0013 日本橋人形町3-3-6 人形町ファーストビルB3階 税理士法人日本橋税経センター 電話 3662-7701	5月25日	高 野 角 司	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688
6月22日	高 倉 明	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション日本橋1008号室 電話 3527-3967			京橋支部より (以下同じ)
6月22日	田 中 孝 明	〒103-0007 日本橋浜町2-28-1 日本橋・浜町ビル5階 税理士法人プレーンタックスコンサルティング 電話 6638-6641	5月25日	渡 部 以 光	同 上
〈転入〉			5月25日	守屋めぐみ	同 上
4月1日	相 川 光 生	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-37-12-802号 電話 3664-1455	5月25日	坂 本 雄 一	同 上
			5月25日	石 井 宏 和	同 上
			5月25日	伊 藤 博 昭	同 上
			5月25日	内 藤 敦 之	同 上
			5月25日	徳 田 貴 仁	同 上
			5月25日	佐 々 木 孝 成	同 上
			5月25日	真 鍋 朝 彦	同 上
			5月25日	梶 原 章 弘	同 上
			5月25日	川 上 哲 央	同 上
			5月25日	伊 藤 明 弘	同 上
			5月25日	松 田 悠 悠	同 上
			5月25日	林 明 秀	同 上
			5月25日	鏡 高 志	同 上
			5月25日	安 西 雅 弘	同 上
			5月25日	石 原 直 明	同 上
			5月25日	吉 澤 俊 樹	同 上
			5月25日	妻 木 嗣 仁	同 上
			5月25日	吉 濱 康 倫	同 上
4月1日	志村智隆	〒103-0022 日本橋室町4-1-14			

5月25日 ^{ヒラ}平 ^ネ根 ^{ヨシ}慶 ^{ユキ}幸 同 上
 5月25日 ^{ウチ}内 ^ダ田 ^{トモ}智 ^{ヒロ}弘 同 上
 5月25日 ^{ヤマ}山 ^{グチ}口 ^{ダイ}大 ^{スケ}輔 同 上

〈法人入会〉

4月28日 税理士法人TGNそれいゆ
 〒103-0028
 八重洲1-6-16東進ビル
 電話6225-2665

〈法人転入〉

5月25日 税理士法人高野総合会計事務所
 〒103-0027
 日本橋2-1-3
 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
 電話4574-6688

〈事務所住所変更〉

^ク工 ^{ドウ}藤 ^{ヒデ}英 ^キ生 〒103-0007
 日本橋浜町2-18-4
 日本橋白嶺ビル4階
 電話3527-3981
^{イノ}井 ^{ウエ}上 ^{トモ}智 ^{ヒロ}宏 〒103-0025
 日本橋茅場町1-11-8
 紅萌ビル5階
 電話6661-9906

^{スク}温 ^イ井 ^{ノリ}徳 ^コ子 〒103-0028
 八重洲1-6-16東進ビル
 税理士法人TGNそれいゆ
^コ山 ^{ヤマ}紀 ^ク久 ^オ朗 〒103-0002
 日本橋馬喰町1-1-2
 ゼニットビル6階

^{タケ}竹 ^ダ田 ^{オサム}修 〒1030013
 日本橋人形町1-19-6
 中島・牧野ビル301

^{イシ}石 ^{ハラ}原 ^{ユウ}雄 ^{ダイ}大 〒103-0023
 日本橋本町4-12-11-2A
 電話050-1412-9497

^{シオ}塩 ^{ザカ}坂 ^{アキ}暁 ^コ子 〒103-0023
 日本橋本町4-3-4
 カクキビルホワイトボックス6階
 電話3241-0328

^{オオ}大 ^{グチ}口 ^{ユウ}雄 ^{イチ}一 〒103-0011
 日本橋大伝馬町9-6
 蕪澤ビル3階
 電話3527-3916
^コ小 ^{イケ}池 ^{タケル}猛 〒103-0023

日本橋本町2-6-1

〈会員氏名変更〉

^サ佐 ^{トウ}藤 ^カ香 ^{オリ}織 → ^{ナカ}中 ^{ムラ}村 ^カ香 ^{オリ}織

〈事務所名変更〉

^{モリオカユウロウ}森岡有郎税理士事務所
 → ^{モロタコウキチ}諸田高吉税理士事務所

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人アイパートナーズ
 〒103-0023
 日本橋本町2-6-1

〈転出〉

^{アオ}青 ^キ木 ^{コウ}幸 ^{イチ}一 麹町支部へ
^サ佐 ^{トウ}藤 ^{ダイ}大 ^{シン}心 浅草支部へ
^{ヒト}人 ^ミ見 ^{リョウ}亮 ^{サブロウ}三郎 神田支部へ
^チ知 ^ク久 ^{カツ}勝 ^{ナオ}尚 本所支部へ
^{タカ}高 ^{ナシ}梨 ^ユ由 ^カ香 ^リ理 四谷支部へ
^タ田 ^{ナカ}中 ^{ヒロ}博 ^{ユキ}之 麹町支部へ
^{タカ}高 ^{シマ}嶋 ^{チヨウ}直 京橋支部へ
^{ニシ}西 ^イ井 ^{ヤス}康 ^{ヒロ}浩 渋谷支部へ
^{モリ}森 ^{オカ}岡 ^{ユウ}有 ^{ロウ}郎 中野支部へ
^{シラ}白 ^イ井 ^{ケイ}啓 ^ジ資 麹町支部へ
^{フク}福 ^シ士 ^{タダ}忠 ^{ノリ}則 麹町支部へ

〈退会〉

^ソ曾 ^エ江 ^{ケン}健 ^タ太 千葉県会へ
^{カメ}亀 ^イ井 ^{ユウ}優 ^キ樹 業務廃止
^{シバ}柴 ^{マサ}正 ^{ヒロ}博 沖縄会へ
^{シノ}篠 ^{ハラ}原 ^{ヒロ}敬 ^ミ海 北海道会へ
^{ショウ}正 ^ダ田 ^{コウ}幸 ^ジ治 東京地方会へ

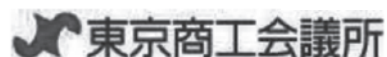
編 集 後 記

「にほんばし」は毎号、部長をはじめ部員全員が良い紙面づくりを目指している。しかし、果たして皆さんの役に立つ情報をお届けできているのか、疑問に感じることもある。

本紙はまもなく150号の記念号発行を迎える。記念号発行にあたって、論壇、随筆、各部報告など従来の記事も良いが、読み手のニーズに合った新しい企画を考えなければ、形骸化してしまうのではないかと危惧してしまう。できれば、ぜひ皆さんのお知恵をお借りしたい。

〈編集委員〉

木下純一 佐野典子 結城昌史 岩川由美子
 増田和弘 高橋龍美 小山栄一 北島亜紀

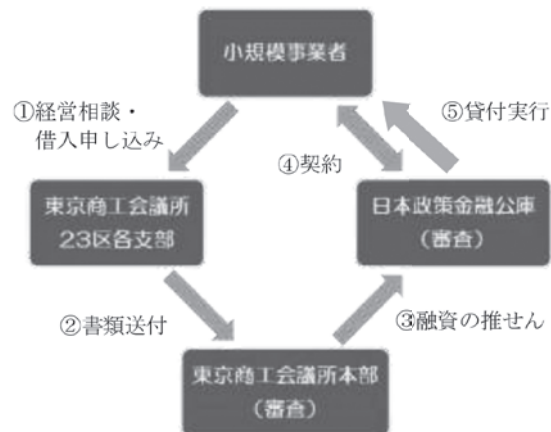


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

資金使途

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

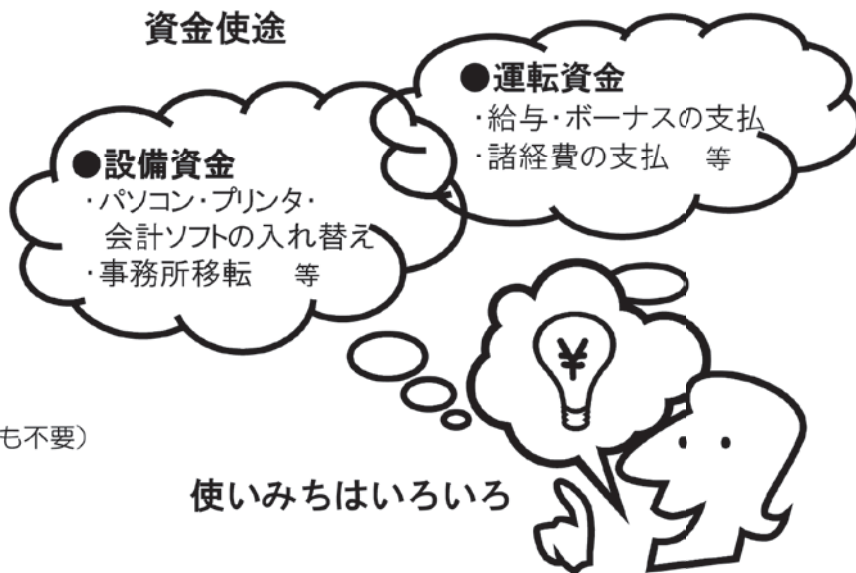
融資利率

年 1.30% (平成 28 年 4 月 13 日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。4 月 1 日以降は中央支部までお問い合わせください。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811



経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
第 3 火曜日
午後 1 時～4 時 (1 回 30 分)
要予約・電話にてご予約ください

東税協創立 55 周年 おめでとうございます！
日税グループによる“東税協事業推進キャンペーン” 実施中！
組合員・準会員各位のご協力をお願いいたします。

平成28年
10月31日
 まで

55TH



東税協とともに歩む日税グループ。

期間中、日税グループ4社のサービス・商品の利用拡大にご協力いただいた支所を表彰。

★キャンペーンについて詳しくは、パンフレットをご覧ください。日税グループ各社にお問い合わせください。

支所別実績

新規お申込みキャンペーン

集 金 代 行

先生方の顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

関与先様の集金業務は **My集金NET**

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎ 0120-155-551

不動産案件ご紹介キャンペーン

不動産の売買

- ・ 売買・仲介・相続・収益物件
- ・ 物件調査・財産評価

株式会社 **日税不動産情報センター** TEL03-3346-2220

加入推進キャンペーン

医 療 保 険

生きるための
がん保険 Days

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

・ 生命保険
コンサルティング

株式会社 **共栄会保険代行** ☎ 0120-922-752

契約推進キャンペーン

損 害 保 険

「所得補償保険」「集団扱自動車保険」等
 ・ 生命保険コンサルティング

株式会社 **日税サービス** ☎ 0120-31-2112



日税グループ4社

《日税ビジネスサービス》《日税不動産情報センター》

《共栄会保険代行》《日税サービス》

中小企業経営者の皆さまへ

連鎖倒産から中小企業を守る!

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

もしも取引先が
倒産したら!
そのときの備えは万全ですか?
「経営セーフティ共済」に加入していれば、
万が一取引先が倒産しても回収困難となった
売掛金相当の資金を借り入れることができます。



取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめている
いただいた組合員及び準会員にお支払い
します。

請求書は東京税理士協同組合のホーム
ページからダウンロードできます。



国のセーフティネット対策の柱の一つです! ポイント

- ①取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍の範囲内
(最高8,000万円)で被害額相当の共済金の貸付
けが受けられます。
- ②共済金の借入条件は無担保、無保証人。
- ③掛金は税法上、損金(法人)もしくは必要経費
(個人事業)に算入できます。
- ④40ヶ月以上納付し、任意解約した場合、100%掛金
が戻ります。(12ヶ月未満は掛け捨てです)。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

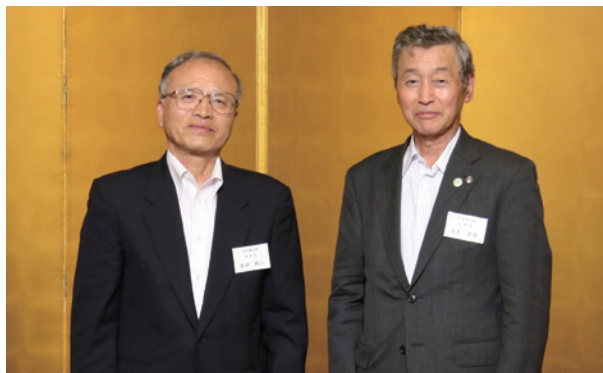
東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011

支部定期総会より



総会前の記念講演 岩壺 健太郎教授



叙勲受章者表彰 本田 純二会員



東京会表彰規程受賞者



会計事務所職員表彰



日税連表彰規程受賞者



来賓挨拶 日本橋税務署長



◀(懇親会)
藤山 清春顧問
による乾杯



懇親会風景